

こまえ子育て応援プラン

～狛江市子ども・子育て支援事業計画～子ども・若者編

（狛江市子ども・若者計画）

平成 30 年 3 月

狛 江 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の対象	3
(4) 計画期間	3
2 子ども・若者施策の状況	4
(1) 国の動向	4
(2) 東京都の動向	6
(3) 狛江市の動向	7
3 子ども・若者を取り巻く状況	8
(1) 狛江市の現況	8
(2) 東京都の現況	14
(3) 全国・東京都の現況	15

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本的な視点	19
2 基本目標	20
3 施策を推進する方向性	21
4 計画の評価・推進	21

第3章 施策の展開

1 施策の体系	22
2 事業内容	27

参考

子ども・若者育成支援推進法	46
---------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

狛江市では、次世代を担う子どもたちが健やかに育つように様々な施策を総合的・計画的に推進するための指針として、平成17年に「みんなで子育て・こまえプラン～狛江市次世代育成支援行動計画」、平成22年にはその継承計画となる「みんなで子育て・こまえプラン（後期）～狛江市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策の充実に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じてきた様々な困難や新たな課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、若年無業者（いわゆるニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子ども・若者に関わる諸問題が深刻化しています。

こうした状況の中で国においては、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的として、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。

また、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されることに鑑み、狛江市においても「みんなでつくる、地域で支える、安心して子育てのできるまち・狛江」を基本理念とした「こまえ子育て応援プラン～狛江市子ども・子育て支援事業計画」（以下「こまえ子育て応援プラン」という。）を平成27年3月に策定しました。

都においては、平成27年8月に「東京都子供・若者計画」を策定し、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子供・若者育成支援施策を進めています。

国においては、平成28年2月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」を制定し、社会的な生活を送る上で困難を有する子ども・若者について、成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていること等を指摘しました。

こうした状況を踏まえ、狛江市の全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図ることを目的として、本計画を策定します。

（２）計画の位置づけ

この計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画として位置づけます。

子ども・若者への支援は、福祉、教育、子育て、青少年健全育成等、関連分野における施策を総合的に行うことが必要となりますが、狛江市では、これまでに子ども・若者分野の施策を含む計画として、「狛江市後期基本計画」、「こまえ子育て応援プラン」、「あいとぴあレインボープラン（地域福祉計画等）」、「第2期狛江市教育振興基本計画」等を策定しています。

この計画は、市として取り組み可能な方策を実現するため、「こまえ子育て応援プラン～狛江市子ども・子育て支援事業計画～」に子ども・若者、特に若者の最善の利益を尊重する視点を持った具体的対策を「子ども・若者編」として追加する形とします。

その上で、乳幼児期からポスト青年期までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子ども・若者を支援するため、狛江市だけでなく、国、都や民間の関係機関等との連携を含む地域における子ども・若者育成支援のネットワークづくりを推進していきます。

その際、既存の支援の仕組みだけで対応できる課題は、既存の施策等で対応することとし、本計画に基づく子ども・若者育成支援ネットワークでは、現時点において、支援体制が十分ではない課題を対象として、支援の仕組みを構築していくこととします。

「狛江市後期基本計画」

「こまえ子育て応援プラン～狛江市子ども・子育て支援事業計画～」

「あいとぴあレインボープラン（地域福祉計画等）」

「第2期狛江市教育振興基本計画」等



こまえ子育て応援プラン

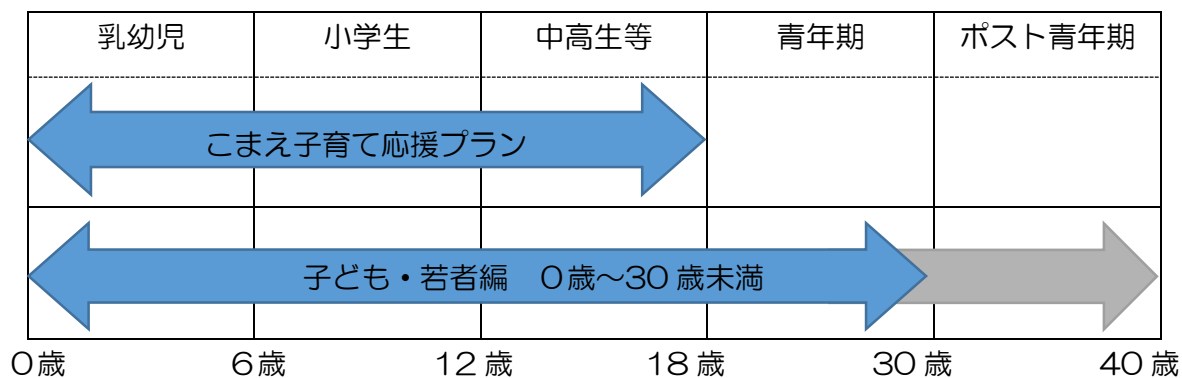
～狛江市子ども・子育て支援事業計画～ 子ども・若者編

子供・若者育成支援推進大綱
東京都子供・若者計画

調整

(3) 計画の対象

この計画の対象となる子ども・若者の範囲は、国が定めた「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」を勘案し、0歳から30歳未満までの乳幼児期から青年期までの青少年としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象とします。



(4) 計画期間

この計画の計画期間は、こまえ子育て応援プランとの整合を図るため、平成29年度から平成31年度までの3年間とします。

2 子ども・若者施策の状況

(1) 国の動向

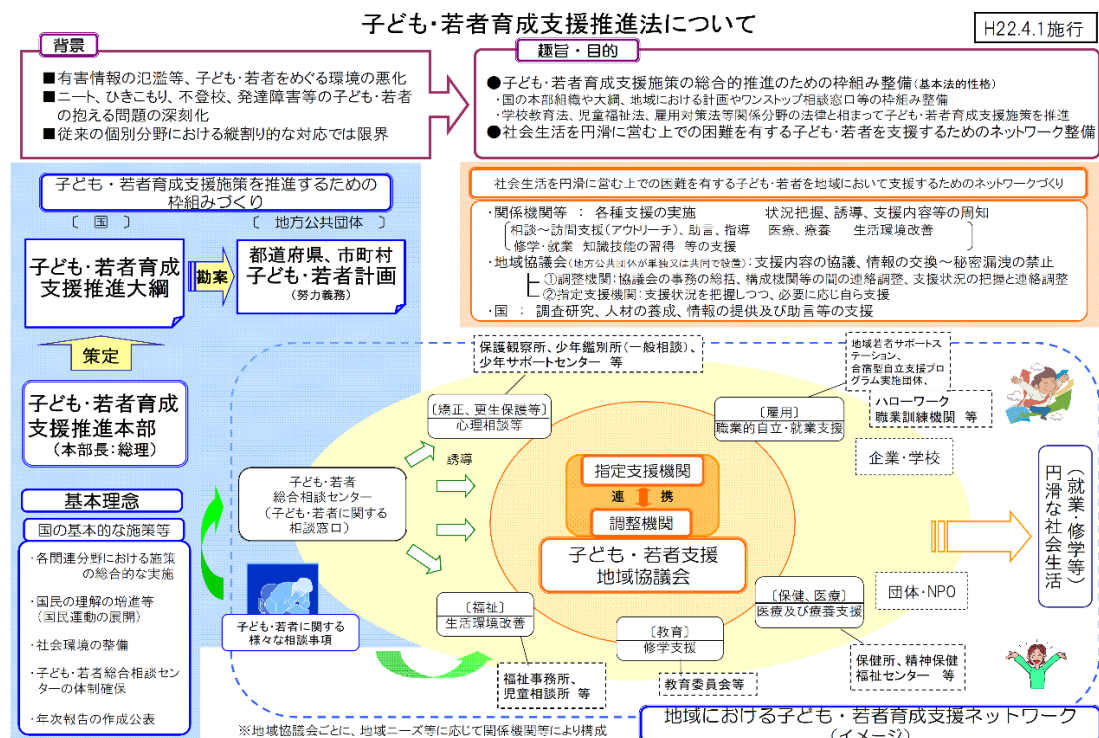
青少年育成施策大綱の策定【平成 20 年 12 月】

雇用形態の多様化が進む中で、ニートやフリーターの数が続く高水準で推移し、子どもや若者の抱える様々な問題が相互に影響し合って複雑化していく危険性や経済的格差の拡大と世代にまたがる固定化を懸念する声が高まり、情報化の急速な進展の結果、様々な情報の氾濫やその伝達手段の多様化が子どもに及ぼす影響を危惧する意見も多く聞かれるようになっていきました。

こうした状況に対応し、すべての子どもや若者が健やかな成長を遂げていけるよう、内閣府特命担当大臣（青少年育成）と有識者との懇談や子どもからの意見募集を経て、平成 20 年 12 月に「青少年育成施策大綱」が策定されました。

「子ども・若者育成支援推進法」の施行【平成 22 年 4 月】

《子ども・若者育成支援推進法の概要》



【出典：内閣府ホームページ】

「子ども・若者ビジョン」の策定【平成 22 年 7 月】

「青少年育成施策大綱」策定後も、児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫やニートやひきこもりなど若者の自立を巡る問題の深刻化など、子どもや若者を巡る状況は厳しい状態が続いていました。

そこで、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があることから、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備して、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成 22 年 7 月、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定【平成 28 年 2 月】

「子ども・若者ビジョン」が策定されておおむね 5 年が経ち、同ビジョンを見直す中で、社会的な生活を送る上で困難を有する子ども・若者について、成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていること等が指摘されました。

これらの課題等を踏まえ、平成 28 年 2 月 9 日、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が決定されました。新大綱では、〈1〉全ての子供・若者の健やかな育成、〈2〉困難を有する子供・若者やその家族の支援、〈3〉子供・若者の成長のための社会環境の整備、〈4〉子供・若者の成長を支える担い手の養成、〈5〉創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、という 5 つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行【平成 26 年 1 月】

平成 25 年 6 月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成 26 年 1 月から施行されています。同法は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していこうとするものです。

「子供の貧困対策に関する大綱」の決定【平成 26 年 8 月】

子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づき、平成 26 年 8 月 29 日、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

「生活困窮者自立支援法」の施行【平成 27 年 4 月】

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるため、平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行されました。

「児童福祉法」の改正【平成 28 年 6 月】

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるため、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、順次施行されました。

(2) 東京都の動向

東京都子供・若者支援協議会の設置【平成 26 年 3 月】

平成 26 年 3 月 3 日、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、子ども・若者育成支援推進法第 19 条第 1 項の規定に基づき「東京都子供・若者支援協議会」が設置されました。

東京都子供・若者計画の策定【平成 27 年 8 月】

全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「東京都子供・若者計画」を平成 27 年 8 月に策定されました。

（３） 狛江市の動向

狛江市次世代育成支援行動計画、狛江市子ども・子育て支援事業計画の推進

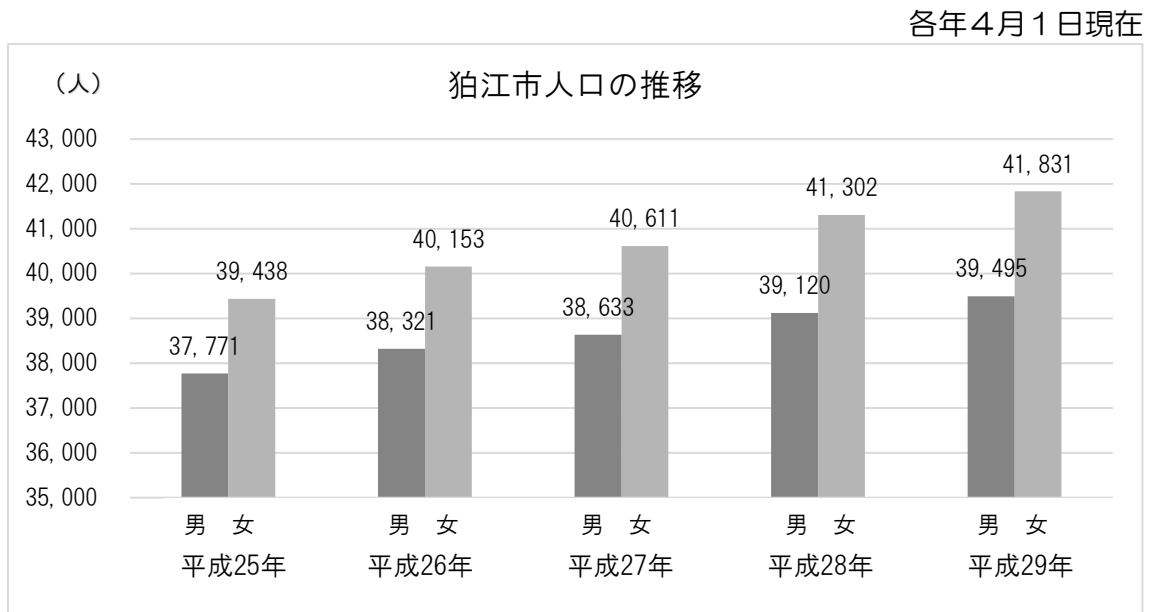
狛江市では、次世代を担う子どもたちが健やかに育つように様々な施策を総合的・計画的に推進するための指針として、平成 17 年に「みんなで子育て・こまえプラン～狛江市次世代育成支援行動計画」、平成 22 年にはその継承計画となる「みんなで子育て・こまえプラン（後期）～狛江市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策の充実に向けた取組を進めてきました。

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されることに鑑み、「狛江市次世代育成支援行動計画」により取り組んできた子ども・子育て支援を継承しながら、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における提供体制の確保の内容、子ども・子育て支援に関する総合的な施策について「こまえ子育て応援プラン」を平成 27 年 3 月に策定しました。

3 子ども・若者を取り巻く状況

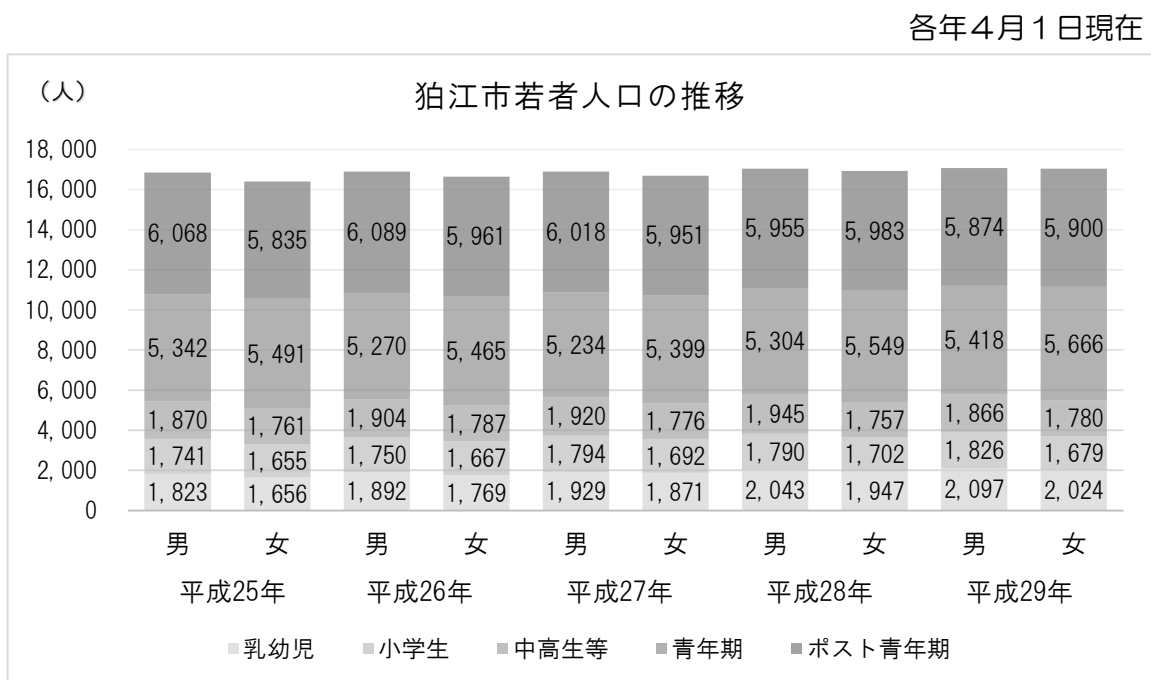
(1) 狛江市の現況

① 狛江市人口の推移



【出典：住民基本台帳の人口・世帯数】

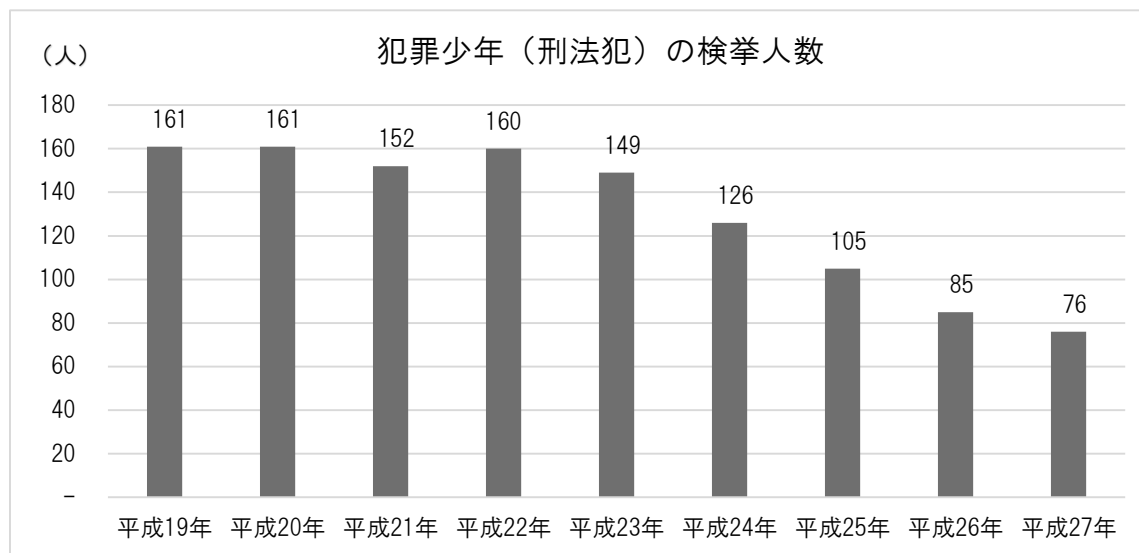
② 狛江市若者人口の推移



【出典：年齢別 人口報告書】

③ 非行の状況（調布警察署管内）

ア. 犯罪少年（刑法犯）の検挙人数

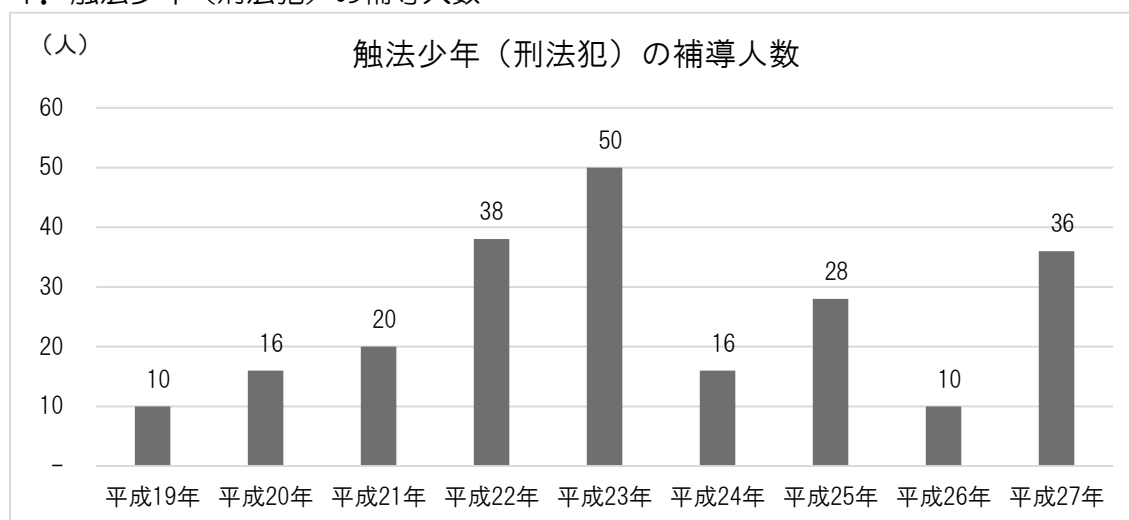


【出典：警視庁の統計】

※ 犯罪少年：14 歳以上 20 歳未満の少年で罪を犯した者（交通関係を除く）

過去9年間（平成19年～平成27年）の調布警察署管内の犯罪少年（刑法犯）の検挙人数は、平成22年まではほぼ横ばいで、平成23年度から減少しています。

イ. 触法少年（刑法犯）の補導人数

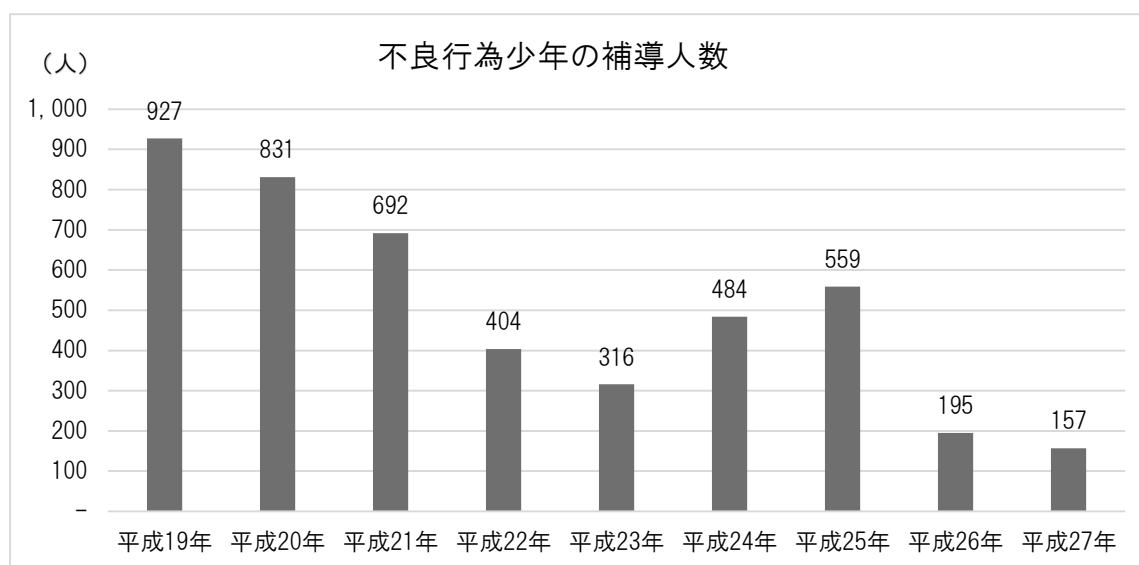


【出典：警視庁の統計】

※ 触法少年：14 歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く）

過去9年間（平成19年～平成27年）の調布警察署管内の触法少年（刑法犯）の補導人数は、平成23年まで増加傾向にあり、平成24年からは減少していましたが、平成27年には、平成22年の水準に戻っています。

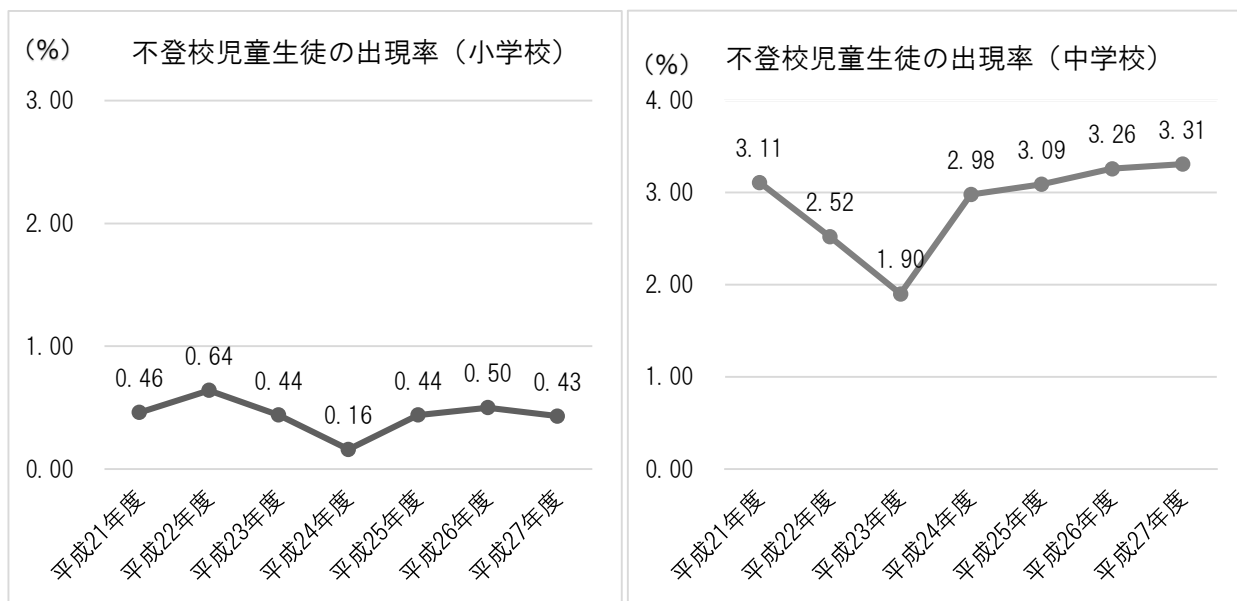
ウ. 不良行為少年の補導人数



【出典：警視庁の統計】

過去9年間（平成19年～平成27年）の調布警察署管内の不良行為少年の補導人数は、平成19年から減少傾向にありましたが、平成24年から増加し、また平成26年から減少しています。

工. 不登校児童生徒の出現率

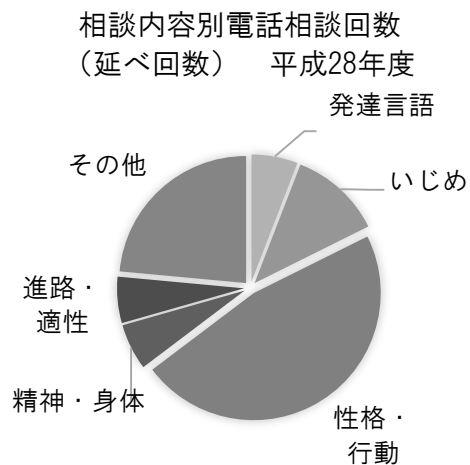


【出典：「平成27年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について】

東京都の不登校出現率は、小学校が0.49%、中学校が3.33%であり、狛江市の不登校出現率は東京都並みであるといえます。

才. 狛江市教育相談所電話相談回数

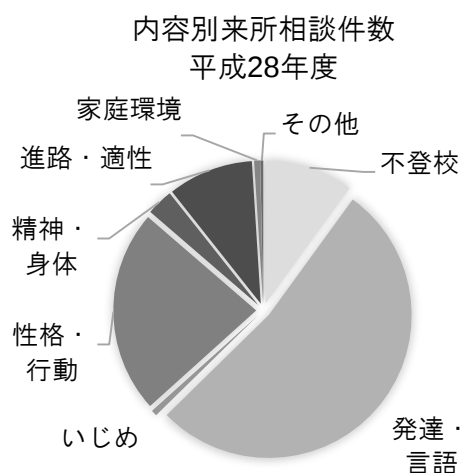
年度 内容	23	24	25	26	27	28
不登校	7	6	4	4	2	0
発達言語	0	0	0	2	1	1
いじめ	0	0	2	2	1	2
性格・行動	5	9	1	2	11	8
精神・身体	6	0	3	0	0	1
進路・適性	9	1	4	0	0	1
その他	10	7	3	2	4	4
合計	37	23	17	12	19	17



【出典：狛江市教育研究所 所報】

力. 狛江市教育相談所来所相談件数

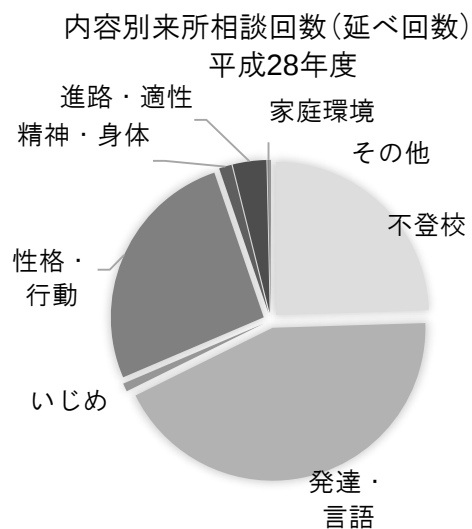
年度 内容	23	24	25	26	27	28
不登校	38	53	40	36	25	30
発達言語	110	136	144	150	155	158
いじめ	4	5	5	5	5	2
性格・行動	55	61	57	65	67	69
精神・身体	8	7	12	9	5	9
進路・適性	15	13	13	12	20	29
家庭環境	0	2	3	2	1	2
その他	0	1	0	2	0	1
合計	230	278	274	281	278	300



【出典：狛江市教育研究所 所報】

キ. 狛江市教育相談所来所相談回数

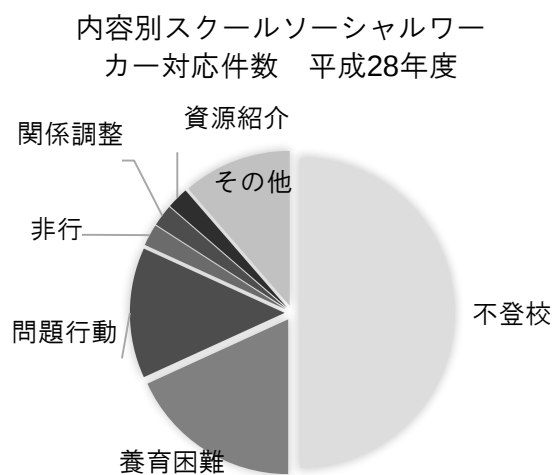
年度 内容	23	24	25	26	27	28
不登校	647	1,028	753	543	376	641
発達言語	888	1,093	1,012	1,115	1,208	1,130
いじめ	5	46	74	98	71	23
性格・行動	599	597	467	436	671	685
精神・身体	98	173	158	123	64	35
進路・適性	26	36	28	36	48	93
家庭環境	0	11	46	28	30	6
その他	0	3	0	7	0	3
合計	2,263	2,987	2,538	2,386	2,468	2,616



【出典：狛江市教育研究所 所報】

ク. 狛江市教育相談所 スクールソーシャルワーカー（SSW）対応件数

年度 内容	23	24	25	26	27	28
不登校	8	9	9	14	10	22
引きこもり	3	0	0	0	0	0
いじめ	0	0	0	0	0	0
養育困難	9	2	6	8	0	8
虐待	12	2	4	1	0	0
問題行動	3	2	3	5	5	6
発達・疾患	0	0	0	5	0	0
非行	0	1	3	0	0	1
DV	0	0	0	0	0	0
関係調整	0	0	0	0	0	1
連携依頼	2	0	0	0	0	0
資源紹介	1	3	0	0	0	1
進路	0	0	0	0	4	0
その他	4	3	2	1	0	5
合計	42	22	27	34	19	44

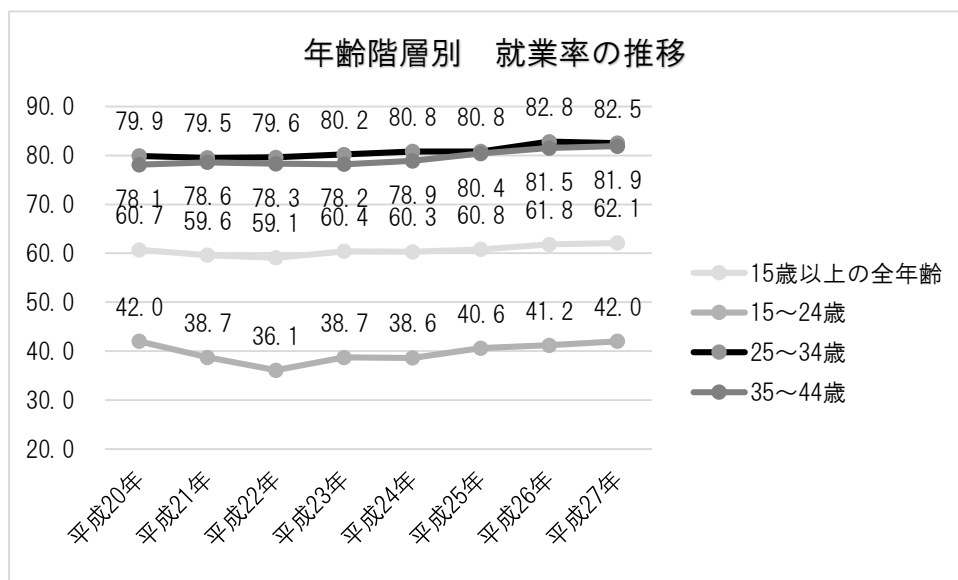


【出典：狛江市教育研究所 所報】

(2) 東京都の現況

① 若者の就労の状況

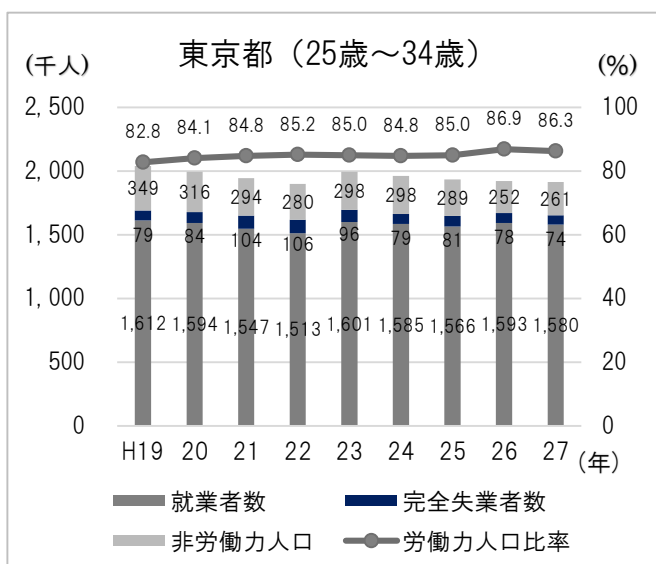
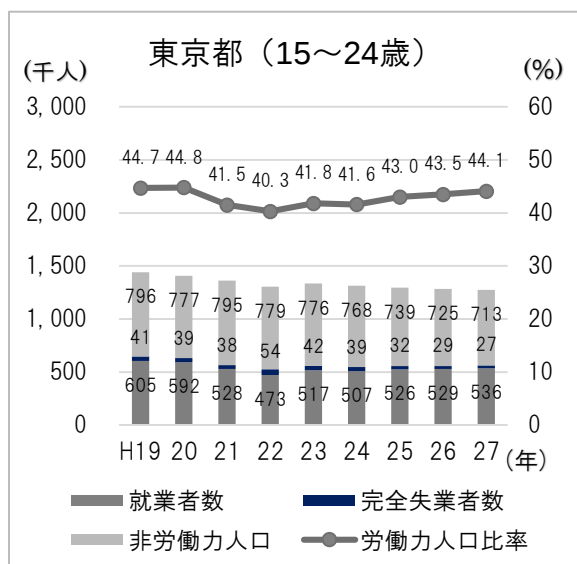
ア. 就業率の推移（東京都）



【出典：東京都の統計】

東京都の25歳から44歳までの就業率は、少しずつ上昇してきているものの、ほぼ横ばい状態です。

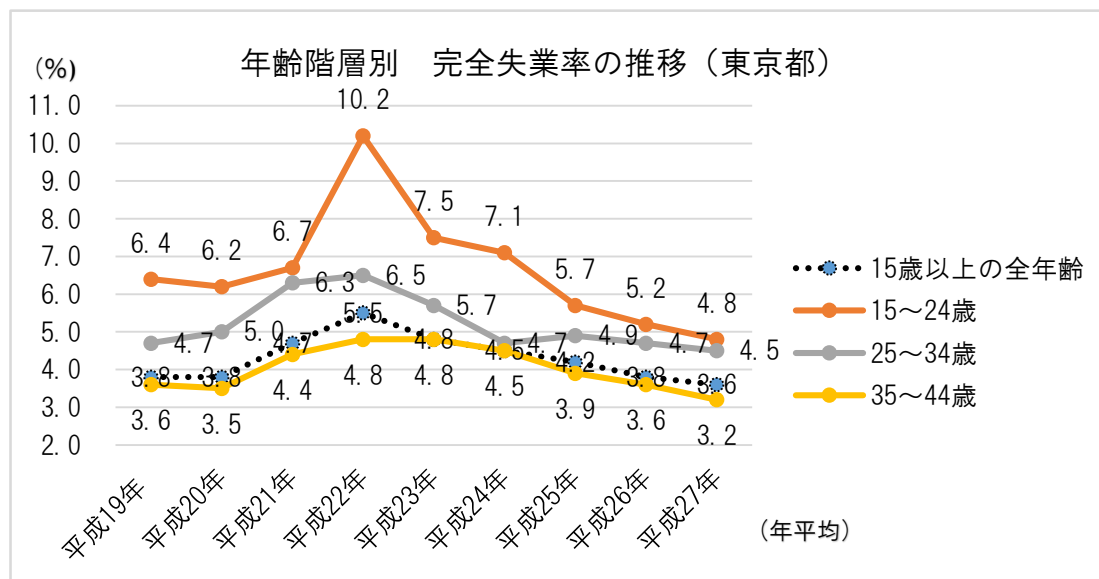
イ. 労働力人口の推移



【出典：東京都の統計】

東京都の15歳～24歳の労働力人口比率は、平成22年に一度減少しましたが、平成27年までには徐々に増加しています。また、25歳～34歳の労働力人口比率は平成19年からほぼ横ばい状態です。

イ. 若者の失業率の推移

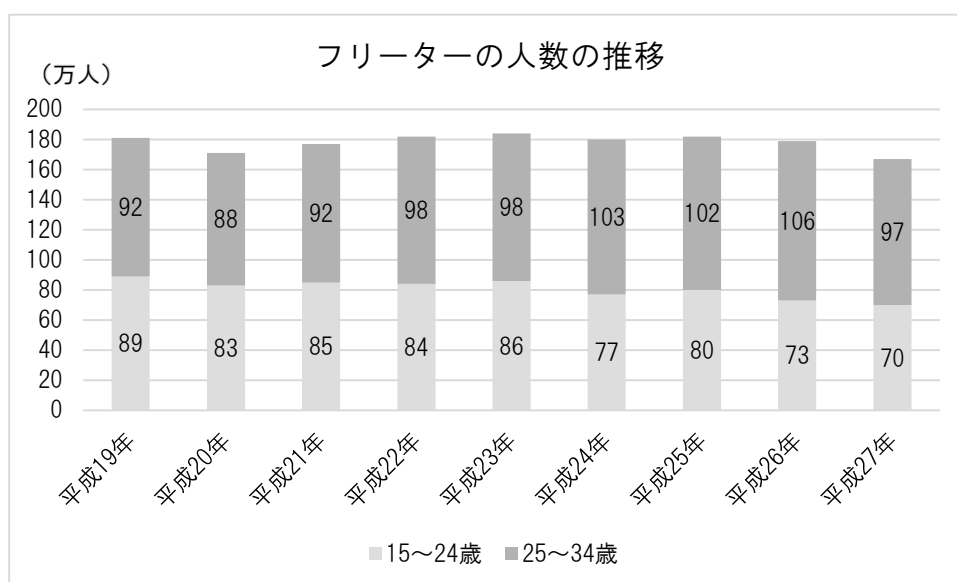


【出典：東京都の統計】

完全失業率は、平成22年以降減少していますが、若年層の失業率は全年齢と比べて高い状態が続いています。

（３）全国・東京都の現況

① フリーターの状況（全国）



【出典：労働力調査】

全国のフリーターの人数はほぼ横ばいの状態が続きましたが、平成 27 年度には減少しています。

② 若年無業者（いわゆるニート）の状況（全国・東京都）

就業構造基本調査によると、平成 24 年度の東京都の若年無業者（いわゆるニート）数は 6 万 3 千人で 15 ～ 34 歳人口に占める割合は 1.9%となっており、全国の 61.7 万人の構成比と比べると、0.4 ポイント低くなっています。

③ ひきこもりの状況（全国）

ひきこもり郡の定義			該当人数	有効回収 数に占める割合	全国の推 計数
広義のひきこもり	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11 人	0.35%	12.1 万人
		自室から出るが、家からは出ないまたは、自室からほとんど出ない	5 人	0.16%	5.5 万人
	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	33 人	1.06%	36.5 万人
合計			49 人	1.57%	54.1 万人

内閣府が平成 27 年に実施した「若者の生活に関する調査」では、全国の 15 歳～39 歳までの子ども・若者の 1.57%、約 54 万 1 千人がひきこもり状態にあると推計されました。

【出典：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」】

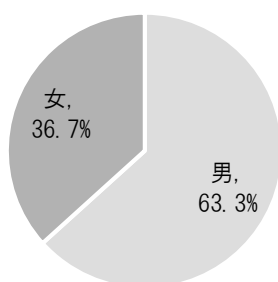
【若者の生活に関する調査報告書 概要】

平成 27 年 12 月実施。全国の 15～39 歳の 5,000 人を対象に 3,115 人から回答を得た。有効回収率 62.30%

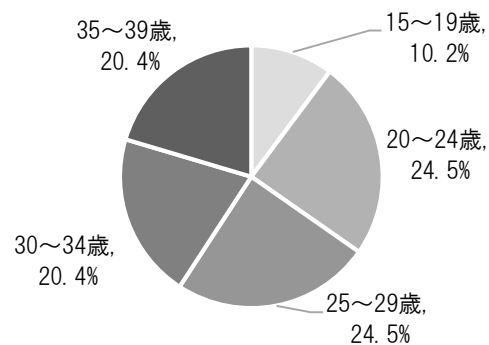
上記のひきこもり群の状態になって 6 か月以上の者のみを集計。ただし、統合失調症または身体的な病気、自宅で仕事をしている者、自宅にいたるときによくしていることで家事・育児と答えた者は除く。

全国の推計数は、有効回収率に占める割合に総務省「人口推計」（2015 年）の 15～ 39 歳人口 3,445 万人を乗じたもの。

男女別割合 n=49



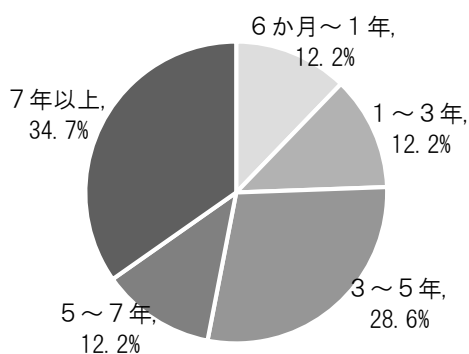
年齢別割合 n=49



男女別では男性が 63.3%を占めています。

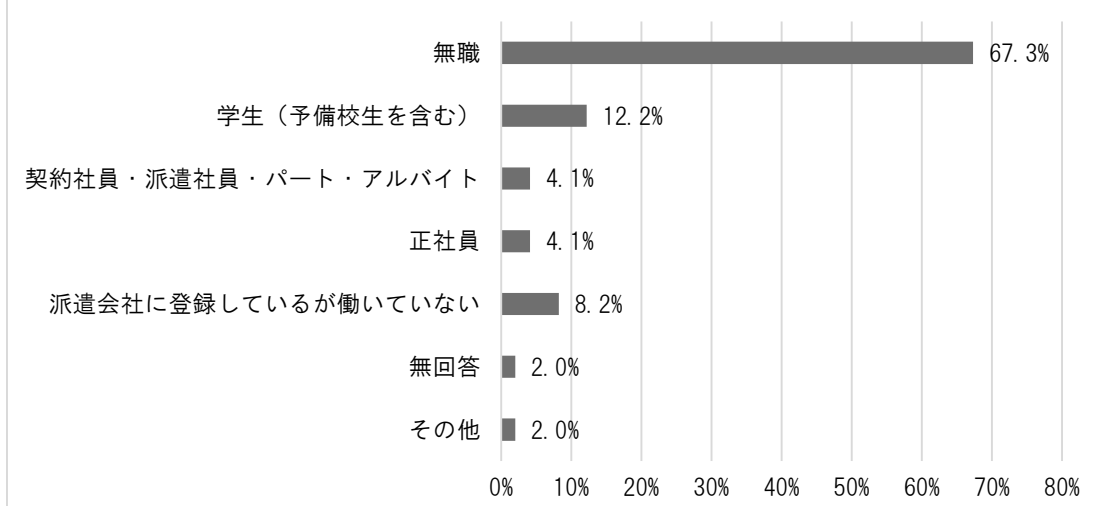
年齢別には、20 代が 49 %、30 代が 40.8%の割合となっています。

ひきこもりの状態の期間 n=49

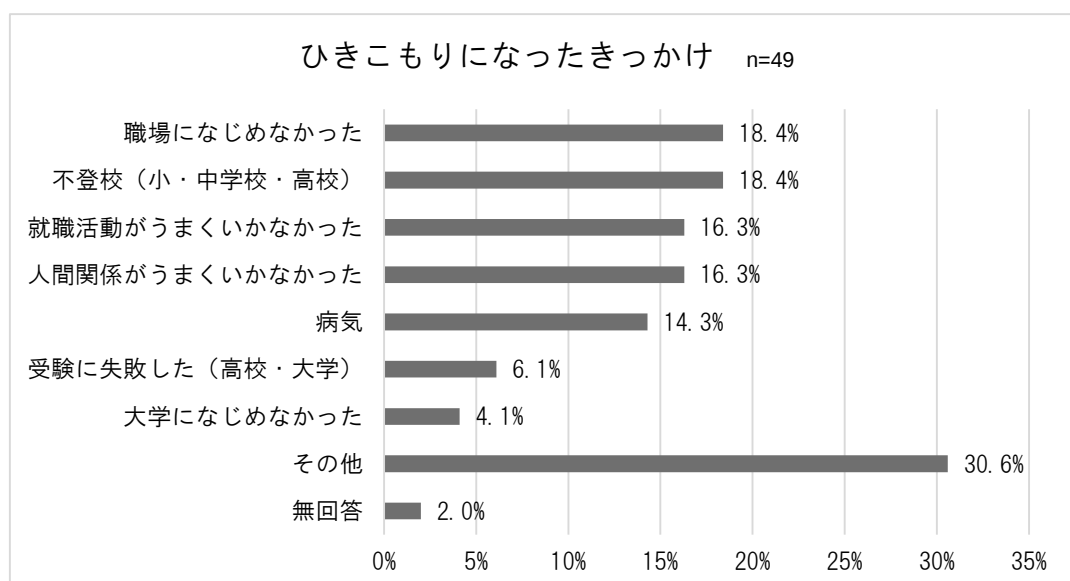


ひきこもりの状態の期間は、7 年以上が 34.7%、次いで 3～5 年が 28.6%であり、前回調査（平成 22 年度）と比べて期間が長くなっています。

就労状況 n=49



現在の就労状況としては、無職が67.3%と高い割合となっています。



ひきこもりになったきっかけとしては、仕事、学校、就職に関するものが上位を占めています。

【参考】狛江市におけるひきこもり状態にある人数の推計

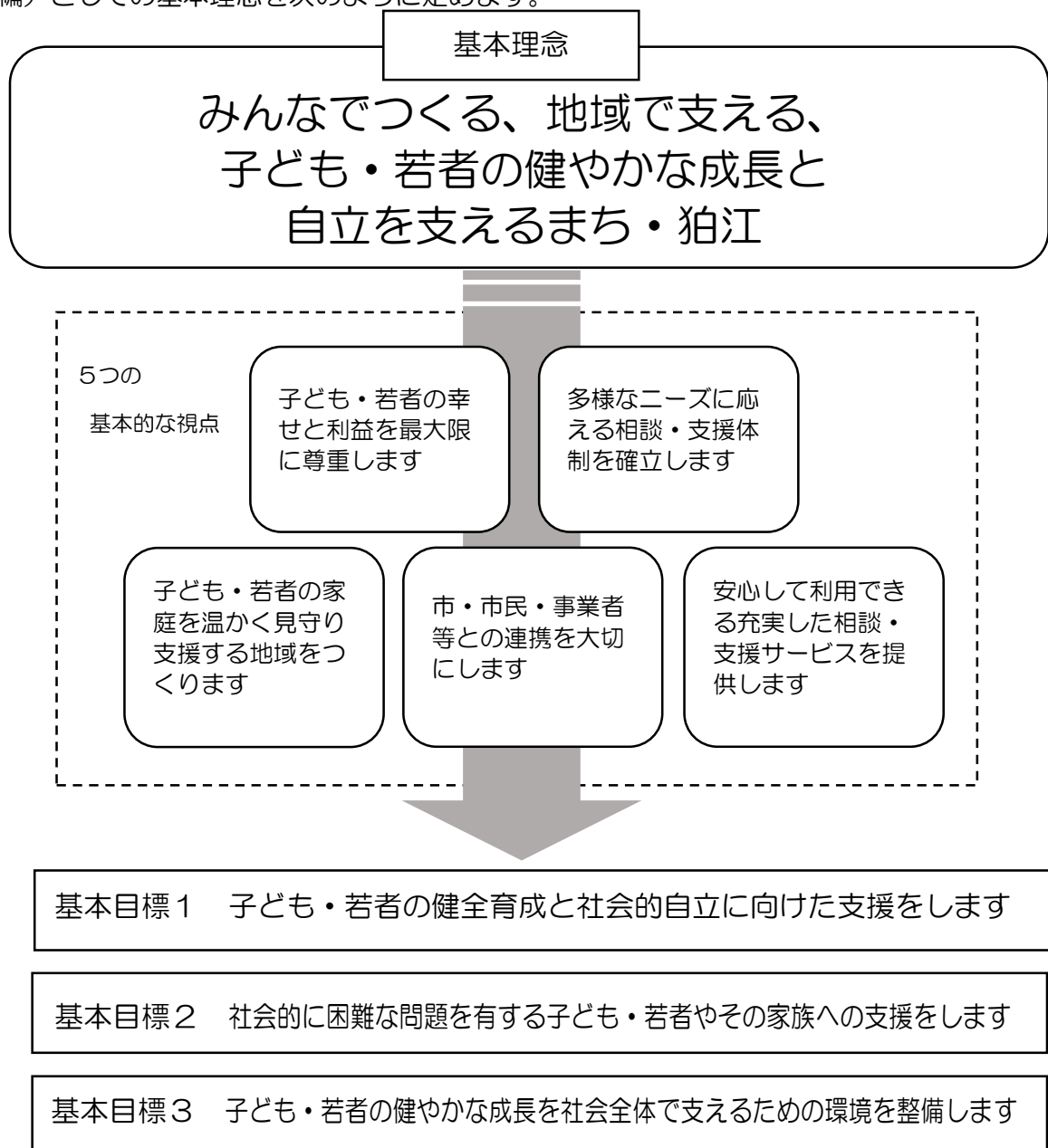
ひきこもり郡の定義			有効回収数に占める割合	狛江市の推計数
広義のひきこもり	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	86 人
		自室から出るが、家からは出ないまたは、自室からほとんど出ない	0.16%	40 人
	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06%	262 人
合計			1.57%	388 人

内閣府が実施した若者の生活に関する調査報告書より、狛江市における15歳～39歳人口（平成29年4月1日現在）に有効回収数に占める割合を乗じて、ひきこもり状態にある人数を推計しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本的な視点

この計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画であり、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を踏まえ、こまめ子育て応援プランの基本理念及び基本的な視点を継承し、追補版（子ども・若者編）としての基本理念を次のように定めます。



2 基本目標

基本目標 1 子ども・若者の健全育成と社会的自立に向けた支援をします

主要課題 1 社会的自立に向けた社会形成と社会参加のできる力を育む

主要課題 2 学びの機会を確保する

基本目標 2 社会的に困難な問題を有する子ども・若者やその家族への支援をします

主要課題 1 青少年が抱える悩みや問題に対する相談体制の充実を図り、支援体制を確立する

主要課題 2 困難を有する子ども・若者の立ち直りを支える地域の連携を進める

基本目標 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備します

主要課題 1 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進する

主要課題 2 家庭・学校・地域と一体となった養育力・教育力の向上を目指す

主要課題 3 子ども・若者の育成環境の充実を図る

3 施策を推進する方向性

(1) 発達段階に応じた支援

子ども・若者には一人ひとり異なる資質や特性があり、その成長には個人差もあります。成長過程の中で視野を広げ、認識力を高め自己探求や他者との関わりを深めていきますが、そのためには発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要です。発達段階にふさわしい生活や活動が十分に経験できるよう支援していくためには、発達段階ごとの特徴を踏まえた対応を行っていくことが重要です。

(2) 子ども・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の連携

人は他者や社会との関わりの中で経験し成長します。しかし、少子化や核家族化に加え、地域のつながりの希薄化により、他者や社会との関わりが少なくなりつつあります。子ども・若者の成長に関わりを持つ家庭、学校、地域、社会がそれぞれの特性を生かしながら、相互に連携協力して支援していくことが重要です。粕江市では、必要となる支援の仕組みづくりとして、福祉部門、子育て部門、青少年部門、教育部門などそれぞれの関係機関が連携することを目指していきます。



4 計画の評価・推進

本計画の事業評価と事業をより一層推進していくために、こまめ子育て応援プランの評価及び計画推進のための考え方を継承し、同時期に事業評価を行い、関係機関と連携を図りながら効率的・効果的な事業の実施に努めます。

第3章 施策の展開

1 施策の体系

※事業No.欄の継続事業については、こまえ子育て応援プランの事業を引き継ぐ事業とします。

基本目標 1 子ども・若者の健全育成と社会的自立に向けた支援をします

主要課題	施策の方向	事業 No.	事業名	担当課	頁
1 社会的自立に向けた社会形成と社会参加のできる力を育む	① 異世代間交流と地域交流の推進	継続 35	児童館・児童センターの充実	児童青少年課	27
		継続 57	世代間・異年齢交流の促進	児童青少年課 地域活性課 社会教育課 公民館 関係各課	28
		157	ボランティア活動の参加促進	政策室 児童青少年課 関係各課	28
	② 社会参加機会の創出	継続 58	総合的な青少年育成施策の推進	社会教育課 児童青少年課	29
		継続 60	青少年の主体的な活動の支援	児童青少年課	29
		継続 71	児童館の運営への子どもの参画	児童青少年課	29
		158	中学校職場体験の受け入れの実施	指導室	30
		159	NPO法人等との連携	児童青少年課 地域活性課	30
2 学びの機会を確保する	① 多様な学習場所の提供	継続 80	学習支援事業の推進	福祉相談課 社会教育課	30
		160	新規児童館の運用検討	児童青少年課	30
		161	フリースクールへの支援・連携	児童青少年課 指導室	30
	② 多様な学習機会の提供	再掲 80	学習支援事業の推進	福祉相談課 社会教育課	31
		再掲 161	フリースクールへの支援・連携	児童青少年課 指導室	31
		162	公共施設の利用拡大	地域活性課 児童青少年課 社会教育課 公民館 図書館	31

基本目標2 社会的に困難な問題を有する子ども・若者やその家族への支援
をします

主要課題	施策の方向	事業 No.	事業名	担当課	頁
1 青少年が抱える悩みや問題に対する相談体制の充実を図り、支援体制を確立する	① 相談機関の情報共有と連携	継続 77	児童健全育成相談事業の実施	児童青少年課	32
		163	関係各課による庁内プロジェクトチーム（PT）の発足	政策室 児童青少年課 関係各課	32
		164	相談窓口の明確化	児童青少年課 関係各課	32
		165	こま YELL との情報共有と連携	福祉相談課 児童青少年課	32
		166	子ども・若者支援地域協議会の調査及び検討	児童青少年課 関係各課	32
	② 東京都及び近隣の関係機関との連携	継続 39	児童関連施設の連携強化	公民館 子育て支援課 児童青少年課 図書館 関係各課	33
		167	東京都ひきこもりサポートネット事業との連携	児童青少年課	34
		168	市内及び近隣の関係機関に対する情報提供及び連携	児童青少年課	34
	③ 居場所の創出	継続 49	「居場所と遊びのニーズ」の把握・対応充実	児童青少年課 子育て支援課 社会教育課	35
		継続 52	児童館・児童センターの活用	児童青少年課	35
		再掲 161	フリースクールへの支援・連携	児童青少年課 指導室	35
		169	学童クラブ等による居場所の提供	児童青少年課	35
		170	公共施設による居場所の提供	地域活性課 児童青少年課 社会教育課 公民館 図書館	36
		171	プレーパークの活用	児童青少年課	36
		172	民間施設による居場所の活用	児童青少年課 関係各課	36

主要課題	施策の方向	事業 No.	事業名	担当課	頁
2 困難を有する子ども・若者の立ち直りを支える地域の連携を進める	① 地域で支える関係の構築	173	保護司事業の拡充	児童青少年課	36
		174	社会を明るくする運動の充実	児童青少年課	36
		175	包括的な切れ目のない相談支援体制の整備	地域福祉課	36
	② 青少年に対する地域活動の参加機会の提供	再掲 159	NPO 法人等との連携	児童青少年課 地域活性課	37
		176	社会参加活動の充実	児童青少年課	37
	③ 貧困対策の推進	再掲 80	学習支援事業の推進	福祉相談課 社会教育課	37
		継続 155	就学援助費の支給	学校教育課	37
		継続 156	奨学資金の支給	学校教育課	37
		177	子ども食堂への支援	子育て支援課	37
		178	フードバンクとの連携	福祉相談課	37

基本目標3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備します

主要課題	施策の方向	事業 No.	事業名	担当課	頁
1 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進する	① SNS等の適正利用に関する活動の推進	179	保護者・地域に向けた健全育成講座の実施	児童青少年課	38
	② 環境浄化活動の推進	継続 64	パトロール活動等の推進	児童青少年課 学校教育課 指導室	38
		継続 65	有害環境の浄化	児童青少年課 指導室 健康推進課	39
	③ 子ども・若者を取り巻く現状の理解と課題解決に向けた支援の検討	再掲 167	東京都ひきこもりサポートネット事業との連携	児童青少年課	40
		180	ひきこもり等支援講習会の実施	児童青少年課	40
		181	子ども・若者を取り巻く現状と課題の把握	児童青少年課 関係各課	40
2 家庭・学校・地域と一体となった養育力・教育力の向上を目指す	① 家庭・学校における相談・支援体制の構築	継続 32	相談支援体制の強化	指導室 子育て支援課 福祉相談課	41
		継続 73	相談・カウンセリング事業の推進	指導室 子育て支援課	41
		継続 74	スクールソーシャルワーカーの活動推進	子育て支援課 指導室	42
		継続 76	不登校対策事業の推進	児童青少年課 指導室	43
		継続 78	ゆうあいフレンド事業の推進	指導室	43
	② 地域が主体となった支援の充実	継続 46	民生児童委員による家庭訪問の充実	地域福祉課 健康推進課	43

主要課題	施策の方向	事業 No.	事業名	担当課	頁
3 子ども・若者の育 成環境の充実を図る	① 地域社会資源の 活用	182	学校ボランティアの活用	社会教育課	44
		183	粕江市市民活動支援セン ターの活用	政策室	44
	② 居場所及び多様 な活動の場の提 供	再掲 169	学童クラブ等による居場 所の提供	児童青少年課	44
		再掲 170	公共施設による居場所の 提供	地域活性課 児童青少年課 社会教育課 公民館 図書館	44
		再掲 171	プレーパークの活用	児童青少年課	44
		184	市・地域活動団体の事業 による体験事業の拡充	政策室 地域活性課 児童青少年課 社会教育課 公民館	45
	③ 就労支援事業の 充実	継続 95	就労支援情報の提供の促 進	地域活性課	45
		185	就労支援の充実	地域活性課 福祉相談課	45
		186	地域若者サポートステー ションとの連携	児童青少年課	45

2 事業内容

※事業No.欄の継続事業については、こまえ子育て応援プランの事業を引き継ぐものとし、策定時点のものを記載することとします。

基本目標 1 子ども・若者の健全育成と社会的自立に向けた支援をします

主要課題 1 社会的自立に向けた社会形成と社会参加のできる力を育む

施策の方向 ①異世代間交流と地域交流の推進

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 35	児童館・児童センターの充実	乳幼児から高校生までのすべての児童・生徒を対象とした事業を展開する子育て支援の拠点施設として、児童館・児童センターの施設機能及び事業の充実を図っています。 児童館・児童センターでは、小学生から引き続き中高生になっても来館してくれるよう、継続的な企画を実施し利用の促進を図るとともに、ボランティアとして活躍する機会を多く提供することで、働く力を培っています。 また、子どもたちが児童館・児童センターにて、気軽に相談することができるような体制づくりを促進しています。 児童館としては、放課後子ども教室事業への協力など地域の活動をアシストすることで、地域との交流を図り、幅広い年代の身近な居場所となるよう努めています。	中高生向けプログラムの充実や開館時間の延長検討など、中高生の利用の促進を図ります。 また、小学生クラブ等の複合的な機能を備えている強みを活かし、子育て支援の拠点施設として児童館及び児童センターを活用しながら、子育てに関する情報の提供や相談、交流の場となるよう努めます。 このほか、子どものニーズに対応した居場所として、北部地域への児童館設置の検討を含めて、児童館・児童センター事業の充実に努めます。	児童青少年課

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 57	世代間・異年齢交流の 促進	児童館・児童センター等各種児童関連施設内での乳幼児と小中学生等との異年齢交流や地域センターや公民館の利用団体など各種団体や高齢者団体との世代間交流を促進しています。 児童館・児童センターでの中学生の乳幼児とのふれあい体験や、高校生の運営側スタッフとしてのボランティア活動などにより世代間交流の充実へとつながっています。また、小学生クラブでは、子育て広場での保育体験や乳幼児親子を対象とした縁日ごっこなどを行っています。 各地域センターでは、独自事業として夏休みの子どもを対象とした「子ども1日図書室員」を実施し、世代間の交流や地域活動への参加を促進しています。また、音楽事業として親子を対象としたミニコンサートや、絵手紙を通じた親子の交流を目的に「元祖☆親子絵手紙教室」を開催しています。 青少年がスポーツを通じて体力向上と健全育成、学校、学年の枠を超えて交流することを目的にスポーツ教室及びスポーツ大会を開催しています。また、狛江市総合型スポーツ・文化クラブ（愛称：狛Oくらぶ）を支援しています。 公民館では、夏休み子ども体験教室、どろんCO農園事業、子どもの広場、いきいき子育てルームを開催しています。	異年齢や世代間交流の場の提供や、環境づくりなどの働きかけを積極的に行い、交流の促進を図ります。 様々なふれあい・交流プログラムを通じ、多様な過ごし方のある居場所づくりを今後進めていきます。	児童青少年課 地域活性課 社会教育課 公民館 関係各課
157	ボランティア活動の参加促進	児童館・児童センター、狛江市立保育園、狛江市市民活動支援センター等でボランティアの受入れ等を行い、異世代間交流と地域交流の場の提供を行っています。	様々な関係機関を利用して、若者の得意なこと、興味があることを生かしながら、ボランティア受け入れ側とのマッチングを進め、社会的自立の第一歩となるための活動に努めます。	政策室 児童青少年課 関係各課

施策の方向 ②社会参加機会の創出

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 58	総合的な青少年育成施策の推進	「狛江市青少年問題協議会」の運営及び「狛江市青少年育成委員会」の活動を支援し、総合的な青少年施策を推進しています。 現状では、青少年育成団体に対して学校施設の優先予約、施設使用料の免除をしています。 また、「狛江市青少年問題協議会」による「青少協だより」の発行をはじめ、青少年会議報告会、青少年の発表及び交流の機会の充実を図る「すくすくコンサート」を開催しています。	青少年の健全育成に関する総合的な施策を策定し、地域住民や青少年活動団体等による青少年育成活動を支援します。	社会教育課 児童青少年課
継続 60	青少年の主体的な活動の支援	社会参画を促進するため、青少年の意見表明の場を設けています。 「狛江市青少年育成委員会」の活動を支援し、自主企画事業など青少年の主体的な活動を促進するとともに、青少年自身の意志や意欲を尊重し、自主的・主体的な活動を促進するため、その意見表明の場として、中学生で構成する「青少年会議」を実施しています。	中高生の意見表明の場である青少年会議の運営を通じて狛江のまちづくりへの関心を高め、次世代の市の担い手を育成するとともに、青少年施策への反映を図ります。 また、青少年の意志や意欲を尊重し、青少年による自主的・主体的な活動の実現を図るため、協力団体との連携調整など、適切な支援を行います。	児童青少年課
継続 71	児童館の運営への子どもの参画	子どもたちが児童館の運営や事業に企画・立案段階から参画するために、子どもたちが容易に意見を出せる環境づくりと、それらの意見等が反映されるよう、各組織活動等で子どもたちの意見・要望を把握し、年間事業計画に反映しています。 また、中高生活動では、中高生が自ら企画・運営を行う取組みを進めています。	市民等で構成する児童館運営委員会への子どもたちの参画を進めることや、児童館に意見箱を設置するなど、年間の児童館事業の検討や運営について子どもたちの意見が反映されるようにします。 また、小学校高学年等における自主的な企画・実施の取組みを支援し、多様な楽しさややりがいのあるプログラムの充実に努めます。	児童青少年課

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
158	中学校職場体験の受け入れの実施	特色ある教育活動の一環として、市内各事業所等の協力のもと、中学校全4校で職場体験を実施し、職業観・勤労観を育てる機会としています。	キャリア教育のひとつとして、職場体験を実施し、中学生に様々な職場体験を通して、望ましい社会性や勤労観、職業観を身に付けるとともに、自己の将来について考えるきっかけとして、働くことの意義や目的を見出す力を養う教育活動を進めていきます。	指導室
159	NPO 法人等との連携	子ども・若者の社会参加機会の創出として、近隣や地域にある施設、団体等と連携し柔軟に事業を展開していきます。	NPO法人や市民団体などの地域にある社会資源と連携し、子ども・若者の社会参加のきっかけを創るイベントの開催など、効果的な施策・事業の展開に努めます。	児童青少年課 地域活性課

主要課題2 学びの機会を確保する

施策の方向 ①多様な学習場所の提供

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 80	学習支援事業の推進	平成27年度から実施される生活困窮者自立支援制度において、課題となっている子どもの貧困問題に対応するとともに、学校関係機関と連携して、地域のボランティアなどにより、広く支援の必要な子どもに対して学習支援を行うものです。	具体的な実施方法等を検討し、学校関係機関との連携のもと、学習支援に取り組みます。	福祉相談課 社会教育課
160	新規児童館の運用検討	中高生が自由に勉強できるスペースを児童館へ設置可能か検討します。	児童館のない北部地域に新設される児童館に自由に勉強できるスペースを設置し、運用を開始します。	児童青少年課
161	フリースクールへの支援・連携	不登校児童・生徒やひきこもりの子どもたちをサポートする学校教育の枠にとらわれない学びの場・居場所として活動しています。	より良い支援の充実を図るため、更なる支援・連携の可能性を検討し、取組を拡げます。	児童青少年課 指導室

施策の方向 ②多様な学習機会の提供

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
再掲 80	学習支援事業の推進	平成27年度から実施される生活困窮者自立支援制度において、課題となっている子どもの貧困問題に対応するとともに、学校関係機関と連携して、地域のボランティアなどにより、広く支援の必要な子どもに対して学習支援を行うものです。	具体的な実施方法等を検討し、学校関係機関との連携のもと、学習支援に取り組みます。	福祉相談課 社会教育課
再掲 161	フリースクールへの支援・連携	不登校児童・生徒やひきこもりの子どもたちをサポートする学校教育の枠にとらわれない学びの場・居場所として活動しています。	より良い支援の充実を図るため、更なる支援・連携の可能性を検討し、取組を拡げます。	児童青少年課 指導室
162	公共施設の利用拡大	公共施設における様々な学習、体験事業等を通して、身近な学習機会を提供できるように進めています。	市内の公共施設が安心かつ誰もが利用しやすい施設となるように努めます。	地域活性課 児童青少年課 社会教育課 公民館 図書館

基本目標2 社会的に困難な問題を有する子ども・若者やその家族への支援を
します

主要課題1 青少年が抱える悩みや問題に対する相談体制の充実を図り、支援体制
を確立する

施策の方向 ①相談機関の情報共有と連携

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 77	児童健全育成相談事業の実施	児童館事業の一環として、学校等関係機関と連携を図り、子どもや保護者等からの相談に応じています。児童館・児童センターでは、近隣の小学校と必要に応じて連絡を取り、情報の共有化を図るとともに、小中学校校長や保育園園長などが児童館運営委員となって情報共有に努めています。 また、館長・センター長は、小学生クラブの在籍児童について情報共有を行うため、特別支援学級や特別支援学校の会議や連絡会に出席しています。	児童館を子どもたちが気軽に相談できる窓口として位置づけ、相談・指導体制の整備を図り、事業を実施します。	児童青少年課
163	関係各課による庁内プロジェクトチーム（PT）の発足	ひきこもり等の様々な課題を抱えた若者に対する支援の情報共有と連携を図るため、関係各課でプロジェクトチームを発足し、様々な課題を抱えた若者とその家族に適切な支援につなげます。	関係各課と情報共有及び連携を図り、様々な課題を抱えた若者とその家族に対する支援体制の充実を図ります。	政策室 児童青少年課 関係各課
164	相談窓口の明確化	様々な困難、悩みを抱えた若者に対する支援窓口を明確化し、迅速かつ適切な支援の提供を図るため、市民への情報発信を行います。	様々な課題を抱えた若者とその家族に対する支援窓口をまとめた（仮）若者支援マップを作成し、市民へわかりやすく情報発信します。	児童青少年課 関係各課
165	こま YELL との情報共有と連携	平成27年に生活困窮者相談窓口として開設し、生活困窮者への様々な支援を行っています。	関係機関と情報共有及び連携を図り、様々な課題を抱えた若者とその家族に対する支援体制の充実を図ります。	福祉相談課 児童青少年課
166	子ども・若者支援地域協議会の調査及び検討	困難や悩みを有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑な実施を図るための協議会の調査及び検討を進めるものです。	現状を把握するための調査を実施し、子ども・若者支援地域協議会について検討します。	児童青少年課 関係各課

施策の方向 ②東京都及び近隣の関係機関との連携

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 39	児童関連施設の連携 強化	子どもの健やかな育成を目指し、学校、保育園、幼稚園、学童保育所、児童館・児童センター、公民館、中央図書館等の児童関連施設の連携を図っています。 現在、公民館では、西河原おはなし会、西河原公民館図書室案内、和泉小学校連携事業、中学校の公民館見学・職場体験を実施しています。要保護児童対策地域協議会である「狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議」の代表者会議、実務担当者会議等により、関係機関との連携を図っています。また、実務担当者会議の一環として、中学校区域ごとに児童関連施設関係者の会議を開催し、連携強化に努めています。 保育園では、発達に応じた適切な保育を実施するため、保育士が「あいとびあ子ども発達教室ばる」で研修を実施しています。 むいから民家園では、民家園主催事業として市内各小学校3年生の体験学習を行っています。また、子ども向けのイベントとして、子どもの日に「むいからこどもまつり」を開催し、子ども向け、親子向けの教室・講座として、「植物観察とコロコロ染め」などを開催しています。さらに、(一社)サポート狛江との共催で幼児と親子を対象とした「むいからで遊ぼう」、東京たまがわロータリークラブとの共催で幼児や小中学生等を対象とした「ふれあい移動動物園」を開催しています。 図書館では、夏休み小学生一日職場体験、幼稚園・保育園への図書貸出しを行っています。	連絡会議の設置など、公営・民営の隔てなく、連携強化に努め、総合的に支援する体制を強化していきます。	公民館 子育て支援課 児童青少年課 図書館 関係各課

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
167	東京都ひきこもりサポートネット事業との連携	東京都の実施している「ひきこもりサポートネット」の一時受付を行い、訪問相談等の支援につなげています。	「ひきこもりサポートネット」の一時受付を行いながら、周知方法について検討し、利用しやすい体制作りを進めます。 また、支援を必要とする方に確実に支援がつながるように連携を図り、ひきこもり等の自立支援事業に取り組みます。	児童青少年課
168	市内及び近隣の関係機関に対する情報提供及び連携	市内及び近隣の関係機関との情報共有及び連携を通して、必要としている支援を確実ににつなげていけるように努めるものです。	様々な課題を抱えた若者について状況把握や適切な支援が行われるよう努めます。	児童青少年課

施策の方向 ③居場所の創出

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 49	「居場所と遊びのニ ーズ」の把握・対応 充実	子どもの求める居場所や過ごし方などについて、ニーズ調査を実施し、よりきめ細かな把握に努め、今後の取組みへと反映していきます。また、世代間の交流や既存施設の活用など、幅広い観点から、居場所や遊びの創出等についても検討します。 現状では、各組織活動等において子どもたちの意見・要望を把握し、年間事業計画に反映しています。児童館では、自由来館児に対して意見箱を設置し、意見・要望を随時受け付けています。また、KoKoAでは利用児童に対して随時聞き取りを実施し、遊具購入時などに意見を反映しています。	「地域の居場所や過ごし方」の観点から、狛江の子どもが心身ともに健全に、いきいきと地域で過ごすことのできる環境づくりについて、アンケートの実施等を通じ、常に当事者である子どもの意見や要望等の把握に努め、その後の施策に反映していきます。 具体的な取組みとして、小学校高学年、中学生に対して、ニーズ調査を実施します。	児童青少年課 子育て支援課 社会教育課
継続 52	児童館・児童センタ ーの活用	児童館・児童センターで中高生のための時間やスペースを確保するとともに、新たな居場所づくりの確保に向け、検討を進めています。 中高生のためのスポーツやクッキング、キャンプ等の行事を継続的に行い、1年生から継続した利用を促進しています。 また、中学校の部活動とも連携することで、さらなる中高生の居場所づくりを進めています。	児童館・児童センターでの中高生のための音楽や芸術などの魅力のある事業を実施し、居場所としての充実を図ります。 午後9時までの開館時間の延長を検討します。 また、新たに北部地域への児童館の設置を検討します。	児童青少年課
再掲 161	フリースクールへの 支援・連携	不登校児童・生徒やひきこもりの子どもたちをサポートする学校教育の枠にとらわれない学びの場・居場所として活動しています。	より良い支援の充実を図るため、更なる支援・連携の可能性を検討し、取組を拡げます。	児童青少年課 指導室
169	学童クラブ等による 居場所の提供	小学生の放課後の居場所として放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業を行っています。	学童クラブの施設整備を進め、受け入れ人数の拡大を図ります。 また、放課後子ども教室運営委員会と連携してより良い居場所となるよう進めていきます。	児童青少年課

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
170	公共施設による居場所の提供	公民館、図書館、地域センター、地区センター、体育施設、学校施設等の公共施設を地域に開放し、身近な居場所となるように進めています。	市内の公共施設が、安心かつ誰もが利用しやすい居場所となるような整備と運用に努めます。	地域活性課 児童青少年課 社会教育課 公民館 図書館
171	プレーパークの活用	子どもたちの発達段階に応じた遊び、活動を通して、感性や生きる力を育むために、子どもたちが自由な発想で遊べる場や機会を提供しています。	こまえプレーパークにおける子どもが自由に活動できる事業を促進・支援します。	児童青少年課
172	民間施設による居場所の活用	若者の居心地の良い居場所や、活動拠点として、様々な活動を行っています。	民間施設による居場所を活用して、より良い居場所創設事業の充実を図ります。	児童青少年課 関係各課

主要課題2 困難を有する子ども・若者の立ち直りを支える地域の連携を進める

施策の方向 ①地域で支える関係の構築

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
173	保護司事業の拡充	対象者との面接、市役所での相談窓口の開設、協力雇用主制度の普及・啓発等を行っています。	法務省、保護観察所及び東京都等の関係機関と連携し、保護司事業の拡充、支援を進めます。	児童青少年課
174	社会を明るくする運動の充実	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、関係団体の協力のもと、普及啓発に向けた事業を行っています。	“社会を明るくする運動” 駅頭広報活動や柏江市推進大会とコンサートをより多くの方に広め、理解を深めるよう努めます。	児童青少年課
175	包括的な切れ目のない相談支援体制の整備	高齢、障がい、児童等の分野ごとの相談体制では対応困難な複合的な課題等に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備に向け検討するものです。	コミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置し、地域が主体的に地域課題を把握して解決できる体制づくりのために地域と関係機関が連携して支援をしています。 また、（仮称）相談支援包括化推進員を配置し、包括的相談体制整備に向けた研修・広報活動を実施していきます。	地域福祉課

施策の方向 ②青少年に対する地域活動の参加機会の提供

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
再掲 159	NPO 法人等との連携	子ども・若者の社会参加機会の創出として、近隣や地域にある施設、団体等と連携し柔軟に事業を展開していきます。	NPO法人や市民団体などの地域にある社会資源と連携し、子ども・若者の社会参加のきっかけを創るイベントの開催など、効果的な施策・事業の展開に努めます。	児童青少年課 地域活性課
176	社会参加活動の充実	保護司会と連携し、神代農場、深大寺等の社会参加活動を年2回実施しています。	法務省、保護観察所及び保護司会、調布市等の関係機関と連携し、清掃等の奉仕活動を継続して行います。	児童青少年課

施策の方向 ③貧困対策の推進

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
再掲 80	学習支援事業の推進	平成27年度から実施される生活困窮者自立支援制度において、課題となっている子どもの貧困問題に対応するとともに、学校関係機関と連携して、地域のボランティアなどにより、広く支援の必要な子どもに対して学習支援を行うものです。	具体的な実施方法等を検討し、学校関係機関との連携のもと、学習支援に取り組みます。	福祉相談課 社会教育課
継続 155	就学援助費の支給	経済的理由により就学が困難な小中学校に在学する児童・生徒の保護者に就学援助費を支給しています。	引き続き事業の円滑な実施を図ります。	学校教育課
継続 156	奨学資金の支給	経済的理由により修学が困難な高等学校または高等専門学校に在学する生徒に対し、奨学資金を支給しています。	引き続き事業の円滑な実施を図ります。	学校教育課
177	子ども食堂への支援	孤食や経済的理由等で満足な食事を摂れない子どもに食事を提供する取組みで、定期的に子ども食堂を開催し、学習会等の事業も実施しています。	市内の子ども食堂について、現状の把握に努め、支援の方法等について検討してきます。	子育て支援課
178	フードバンクとの連携	平成29年度にNPO法人フードバンク粕江と協定を結び、緊急的に食料を必要とした方への支援を行っています。	団体との連携調整を図りながら、生活困窮者に対する食料支援を行います。	福祉相談課

基本目標3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備します

主要課題1 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進する
 施策の方向 ①SNS等の適正利用に関する活動の推進

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
179	保護者・地域に向けた健全育成講座の実施	「狛江市青少年問題協議会」と連携して定期的にSNS等の適正な利用方法等についての健全育成講座を実施しています。	定期的に子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化に向けた健全育成講座を実施します。	児童青少年課

施策の方向 ②環境浄化活動の推進

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 64	パトロール活動等の推進	防犯を目的とした各育成委員会による地域パトロールを実施しています。 PTA、保護者、地域住民等による学校安全ボランティアが校内・学区内巡回や通学時等の子どもたちの見守りを実施しています。 また、生活指導主任会で各学校の情報交換を実施し、パトロール活動の充実にも努めるとともに、青少年健全育成連絡会では、「気になる子をみつけたらin狛江～連携を強化するために～」をテーマに情報交換を行っています。	青少年問題協議会や学校・PTA等の関係機関と連携し、活動を推進します。 関係機関等における実態の把握や共有を進めながら、地域住民と一体となった広がりのある活動推進に努めます。	児童青少年課 学校教育課 指導室

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 65	有害環境の浄化	有害環境対策のため、関係機関と連携して是正を働きかけています。 現在、市内8か所の「不健全図書追放ポスト」に投棄される不健全図書等を、「狛江市青少年問題協議会小委員会」の協力を得て回収し、有害環境の浄化に努めています。 各小中学校では、指導計画をもとに、小学校では体育科保健領域にて第6学年「病気の予防」の中で喫煙、飲酒、薬物乱用の防止について学習しています。 中学校では、保健体育科で第3学年「健康な生活と疾病の予防」の中で喫煙、飲酒、薬物乱用の防止について学習しています。 また、「東京都薬物乱用防止推進協議会狛江地区協議会」と連携して、中学生によるポスター及び標語の募集や市民まつりでのパネル展示及びあいとびあセンターにてポスター、チラシ等で啓発を行っています。 受動喫煙など、たばこの害についても、ポスターやパンフレットにより啓発を行っています。	関係機関との連携を図るとともに、市民との協働により有害環境の浄化に努めます。 実態把握等を通じ、市内の有害環境等の現状を共有し、その改善等に向けた取組みをネットワークを活用し進めていきます。 また、青少年が適切にインターネットを利用できるよう、安心・安全な利用環境の普及啓発に努めます。	児童青少年課 指導室 健康推進課

施策の方向 ③子ども・若者を取り巻く現状の理解と課題解決に向けた支援の検討

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
再掲 167	東京都ひきこもりサポートネット事業との連携	東京都の実施している「ひきこもりサポートネット」の一時受付を行い、訪問相談等の支援につなげています。	「ひきこもりサポートネット」の一時受付を行いながら、周知方法検討し、利用しやすい体制作りを進めます。 また、支援を必要とする方に確実に支援がつながるように連携を図り、ひきこもり等の自立支援事業に取り組みます。	児童青少年課
180	ひきこもり等支援講習会の実施	ひきこもり等の課題を抱える本人、その家族、周りの関わっている方に向けて講習会等を実施し、課題を抱える若者の把握と必要に応じた支援の検討、紹介につなげるものです。	講習会等の事業を実施し、ひきこもり等の課題を抱える若者の把握と適切な支援内容を検討し、情報提供します。	児童青少年課
181	子ども・若者を取り巻く現状と課題の把握	子ども・若者を取り巻く環境の変化や直面している課題等を把握するものです。	子どもと若者を取り巻く現状と課題を把握するため、アンケート等の調査の実施や関係機関からの情報収集に努めます。	児童青少年課 関係各課

主要課題2 家庭・学校・地域と一体となった養育力・教育力の向上を目指す

施策の方向 ①家庭・学校における相談・支援体制の構築

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 32	相談支援体制の強化	いじめや不登校など思春期の心身の健康問題や、発達、言葉の発音が気になるなどについて、子どもや保護者が気軽に相談できる専門窓口を充実するものです。 市の専門教育相談員を各小学校に週2日配置するとともに、都の制度のスクールカウンセラーも小学校6校・中学校4校に配置しています。平成26年度は、スクールカウンセラーによる全員面接を小学校5年生と中学校1年生に行っています。 また、子育て支援課、子ども家庭支援センターで相談窓口を開設するとともに、SOSカードに掲載することで、相談窓口の周知を図っています。	教育研究所では、来所相談、各小学校に専門教育相談員が訪問する小学校教育相談、発達・ことばの相談員が訪問する発達・ことばの訪問相談、電話相談などの教育相談体制を整えており、関係機関とも連携をとり、一人ひとりの問題に応じた適切な対応に努めていきます。また、東京都のスクールカウンセラーが市内全小中学校に配置されており、相談体制の充実を図っていきます。 子育て支援課、子ども家庭支援センターにおいても相談窓口を引き続き開設します。 地域の関係機関が連携し、相談対応・支援に取り組みます。	指導室 子育て支援課 福祉相談課
継続 73	相談・カウンセリング事業の推進	子ども家庭支援センターを中心とした要保護児童対策地域協議会である「子ども家庭支援ネットワーク会議」の各関係機関との連携強化等を図るとともに、子ども自身が気軽に相談できるよう、相談窓口等の情報提供に努めています。 子ども家庭支援センター、子育て支援課で、いじめ、不登校、虐待等の相談に対応しています。また、相談先を記載したSOSカードを小中学生に配布しています。 市専門教育相談員を各小学校に週2日配置しています。また、東京都から都費のスクールカウンセラーも小学校6校・中学校4校に配置しています。平成26年度は、スクールカウンセラーによる全員面接を小学校5年生と中学校1年生に行っています。	子ども家庭支援センターを中心として、子どもたちからのいじめや不登校、虐待などの相談に対応する体制をより一層充実していきます。また、子ども自身が気軽に相談できるよう相談窓口等の情報提供を充実します。 教育研究所では、来所相談、各小学校に専門教育相談員が訪問する小学校教育相談、発達・ことばの相談員が訪問する発達・ことばの訪問相談、電話相談など、教育相談体制の充実に努めます。	指導室 子育て支援課

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 74	スクールソーシャル ワーカーの活動推進	教育研究所の教育相談部に配置されているスクールソーシャルワーカーが、外部の様々な機関とのコーディネートを行っています。 また、スクールソーシャルワーカーは、学校では対応しきれない子どもの生活上の課題について、学校からの要請により活動し、学校と家庭の連携などを行っています。 要保護児童対策地域協議会である「狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議」の実務担当者会議で、スクールソーシャルワーカーの活動について関係機関へ周知しています。また、不登校などの学校における子どもの問題等は、スクールソーシャルワーカーやその他の関係機関と連携して対応、支援を行っています。 平成26年度は、スクールソーシャルワーカー2名が市に配置されています。	学校や家庭の連携や協力だけでは解決できないような課題に対して、スクールソーシャルワーカーが様々な関係機関等と連携・調整を行い有効な支援策を見立て、支援ネットワークを築くためのコーディネートを図り、活動の充実に取り組みます。	子育て支援課 指導室

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 76	不登校対策事業の推進	在籍学校への復帰を目指し、長期にわたり不登校状態になっている児童・生徒に対して、教育研究所設置の適応指導教室（ゆうゆう教室）で適切な指導と学習の援助を行っています。 長期にわたる不登校児童・生徒に対して、ゆうゆう教室で他者との人間関係づくりを学びながら、自学・自習を基本とした一斉・個別学習を通して、学校復帰のための継続的な指導を推進しています。 また、ひきこもり等の青少年の日常の居場所づくり、体験の場の提供等を行っているホワイトパレットの活動を支援しています。	指導スペース、指導員体制を整備し、不登校の小中学生が学校へ復帰するための適応指導を行います。また、不登校教育相談対策委員会や担任連絡会の開催等を通じて、適応指導教室やフリースクール等へ通級している児童・生徒の在籍学校との連絡を密にして、学校への復帰率の増加に取り組んでいきます。 また、学校関係者をはじめ、各関係機関との、定期的なケース会議を開催し、情報共有と役割に応じた対応策を明確にします。 ひきこもり等の青少年を支援する民間団体の活動を促進します。	児童青少年課 指導室
継続 78	ゆうあいフレンド事業の推進	不登校等の児童・生徒の家庭に「ゆうあいフレンド」（主に心理学専攻の大学院生等）を派遣し、遊びなどを通して子どもの心を開かせ、立ち直りを支援しています。 支援が必要な児童・生徒やその保護者に対して、家庭と子どもの支援員による家庭訪問や学校内での支援を行っています。	必要に応じて、柔軟な対応をしていきます。	指導室

施策の方向 ②地域が主体となった支援の充実

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 46	民生児童委員による家庭訪問の充実	保健師等と連携して、民生児童委員が新生児のいる家庭を訪問し、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭等の早期発見を目的に行うものです。	地域の相談役である民生児童委員が、地域につながるきっかけとして、「こんにちは赤ちゃん事業」との連携のもと、2回目の全戸訪問の実施に向けた検討を行います。	地域福祉課 健康推進課

主要課題3 子ども・若者の育成環境の充実を図る

施策の方向 ①地域社会資源の活用

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
182	学校ボランティアの活用	平成28年度に粕江市学校支援地域本部を設置し、学校支援ボランティア事業を立ち上げました。粕江市立粕江第五小学校をモデル学校区として事業を行っています。	学校支援ボランティア事業の内容や方法等の検討を行い、運用しやすい体制づくりを支援していきます。	社会教育課
183	粕江市市民活動支援センターの活用	平成28年度に開設した粕江市市民活動支援センターで、活動の相談、マッチング、協力員及び協力団体の募集を行っています。	粕江市市民活動支援センターが軸となって、子育てや子どもの学び・遊びの支援について、市民ボランティアや市民活動団体が活発に活動できるよう、推進していきます。	政策室

施策の方向 ②居場所及び多様な活動の場の提供

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
<u>再掲</u> 169	学童クラブ等による居場所の提供	小学生の放課後の居場所として放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業を行っています。	学童クラブの施設整備を進め、受け入れ人数の拡大を図ります。 また、放課後子ども教室運営委員会と連携してより良い居場所となるよう進めていきます。	児童青少年課
<u>再掲</u> 170	公共施設による居場所の提供	公民館、図書館、地域センター、地区センター、体育施設、学校施設等の公共施設を地域に開放し、身近な居場所となるように進めています。	市内の公共施設が、安心かつ誰もが利用しやすい居場所となるような整備と運用に努めます。	地域活性課 児童青少年課 社会教育課 公民館 図書館
<u>再掲</u> 171	プレーパークの活用	子どもたちの発達段階に応じた遊び、活動を通して、感性や生きる力を育むために、子どもたちが自由な発想で遊べる場や機会を提供しています。	こまえプレーパークにおける子どもが自由に活動できる事業を促進・支援します。	児童青少年課

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
184	市・地域活動団体の事業による体験事業の拡充	市及び地域活動団体等による体験事業を通して、子ども・若者が多様な活動ができる場所を提供しています。	子ども・若者の健やかな成長の一助となるよう、青少年の健全育成に関する地域住民や団体などによる青少年育成活動を支援し、多様な活動の場の拡充を図ります。	政策室 地域活性課 児童青少年課 社会教育課 公民館

施策の方向 ③就労支援事業の充実

事業 No.	事業名	事業内容と現状の取組み	平成31年度までの目標	担当課
継続 95	就労支援情報の提供の促進	子育て家庭の経済的な自立支援に向け、「ハローワーク府中」や「東京しごとセンター多摩」との連携等による就業情報の提供を進めています。 各種就業情報の提供のほか、「ハローワーク府中」と共催で就職支援セミナーを開催しています。また、「東京しごとセンター多摩」と共催して、模擬面接も行っています。	経済情勢等を踏まえつつ、就労関連情報の提供充実を進めます。	地域活性課
185	就労支援の充実	就職を希望する方への就労支援について、その内容や方法などに関する検討を進め、広く周知し適切な支援の確立に努めています。	内容や方法、効果などの面から様々な課題を抱える方への就労支援の充実について取り組んでいきます。	地域活性課 福祉相談課
186	地域若者サポートステーションとの連携	働くことに悩みを抱える若者に対して、相談、訓練、職業体験等を通じて支援を行う地域若者サポートステーションと連携を取り、支援方法の検討と確立に努めるものです。	地域若者サポートステーションを広く周知するための広報活動、講演会や出張相談会の実施など、働くことに悩みを抱える若者に対して、必要な支援を提供していきます。	児童青少年課

参考

○子ども・若者育成支援推進法

[平成二十一年法律第七十一号]

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の

基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多

様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定す

る特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（人材の養成等）

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機

関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担

当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二一年一二月政令二八〇号により、平成二二・四・一から施行〕

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正）

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二

十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第八条第一項に規定するインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が旧法第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、本部が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

（内閣府設置法の一部改正）

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 〔平成二七年九月一日法律第六六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

登録番号（刊行物番号）
H29-61

こまえ子育て応援プラン
～狛江市子ども・子育て支援事業計画～子ども・若者編
狛江市子ども・若者計画

平成 30 年 3 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市児童青少年部児童青少年課

住 所 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

電 話 03（3430）1281

頒布価格 70 円

印 刷 庁内印刷